（別記）

令和８年度敦賀市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

敦賀市は水稲が農業総生産額の約７０％を占める水稲単作地帯である。

敦賀西部地区において土地改良事業による圃場の大規模化が進んでおり、同地区で営農を行う農業法人に農地の集約化が行われている。現時点では土地改良通年施工のため作付が行えない農地が多く存在することから、主食用水稲作付面積の目安に対して農業者の作付希望面積が下回っており、面積調整は行っていない。

一方、農業者の高齢化や後継者不足により不耕作地が徐々に増加しており、営農条件が不利な狭小、不整形地のみならず、市内全域において同様の傾向がみられることから、担い手の確保が喫緊の課題となっている。

２　高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

魅力ある農業を目指すため、県、ＪＡ等の関係機関と連携し、地域特産作物である白ネギ、キュウリ、キャベツ、菊およびみかんを中心とした高収益作物の導入を推進し、農業者の所得向上を図る。

敦賀西部地区では、大規模圃場を活かした効率的な輪作体系の導入や、ＩＣＴを活用したスマート農業機械が導入されており、農作業の効率化や生産コスト低減が進められている。また、法人による大規模スマート園芸施設を活用したキュウリの周年栽培~~を実施する~~など、園芸分野においても先進的な取り組みが行われている。これらの事例をモデルケースとして、営農の省力化や付加価値向上の取組を推進する。

また、新市場開拓の取組として、主に輸出用米として作付けされるシャインパール、多収米にじのきらめきの作付を推進する。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

東浦地区では、地域特産作物であるみかんの作付面積拡大を図っており、水稲作付を組み入れたブロックローテーション体系に沿わないことから、園地造成による畑地化を推進する。

現地確認において、水張りを組み入れない作付体系が数年以上定着し、今後も水稲の作付けに活用される見込みのない水田がないか点検を行い、該当する水田について畑地化促進事業等を活用した畑地化を進める。

一方で、市内で園芸に取り組む農家は少なく、転作の取り組みの多くが、点在している小規模な農地で行われている。ブロックローテーション体系の構築が困難な場合も想定されるため、大規模圃場への統合や畑地化など、地区の現状に応じた水田の有効活用方法を検討する。

４　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

需給および価格動向を踏まえて、市内の水稲作付の大半を占めているコシヒカリの品質維持に加え、特別栽培米など付加価値を高める取り組みを推進する。

福井県の推進するブランド米「いちほまれ」は販売価格の有利に加え、耐暑性にも優れていることから、昨今の猛暑による米の品質低下への対策としても効果的であるため、作付移行を進め、農業者の所得向上を図る。

（２）備蓄米
　市内は湿田が多く、麦、そば、大豆の生産に不向きな排水不良の田が多いことから、主食用米の生産数量の目安を超過した場合は、需要に応じた備蓄米の生産に取り組む。

（３）非主食用米

ア　飼料用米
主食用米と同様の栽培方法で生産が可能であり、大規模に水稲作付を行う認定農業者を中心に取り組みが行われている。昨年度は米価が高騰し、主食用米の生産を増やしたため飼料用米については実績減になったが、多収性品種「あきだわら」の導入による収量確保の取り組みも進んでいることから、引き続き産地交付金を活用した支援を行う。

イ　米粉用米
　市内は湿田が多く、麦、そば、大豆の生産に不向きな排水不良の田が多いことから、主食用米の生産数量の目安を超過した場合は、米粉用米などの加工用米の生産に取り組む。

ウ　新市場開拓用米
　現在、輸出用米として「シャインパール」の生産に１事業者が取り組んでいる。実需者との複数年契約など安定した需給体制を整え、取組の拡大を図る。

エ　新市場開拓用米
　現在、多収米「にじのきらめき」の生産に１事業者が取り組んでいる。実需者との複数年契約など安定した需給体制を整え、取組の拡大を図る。

（４）麦、大豆、飼料作物
　市内は湿田が多く、麦、大豆の生産に不向きな田が多いため、取り組む農業者は非常に少ないが、敦賀西部地区において大規模圃場での大麦の生産が開始された。
　大麦＋園芸、大麦＋大豆など、適地においては周年作を推進し、農地の有効活用による農業者の収益向上を図る。
　飼料作物については、近年、輸入飼料価格が高騰しており、畜産農家の負担増加が懸念されることから、市内の畜産農家への出荷を中心に、実需者と連携した作付の拡大に取り組む。

（５）そば、なたね
　そばについては、市内は湿田が多いことから、一部地域での生産にとどまっており、作付面積の拡大には至っていない。排水対策等が必要であり、取り組みは容易でないといえるが、適地での生産を推進する。

（６）地力増進作物
　有機栽培や化学肥料低減による付加価値の向上が見込まれることから、栽培品目に適した地力増進作物への取り組みを推進する。

（７）高収益作物
　敦賀市の推進作物として、ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ、さといも、ばれいしょ、だいこん、ほうれんそう、小松菜、キュウリ、菊、えだまめ、ミカン、マコモタケについて生産者に作付を促し、作物の効率的生産と農業者の所得向

上を図る。
　また、安定した販路である学校給食の需要に応じるため、かぼちゃの作付を推進し、農業者の所得向上を図る。

５　作物ごとの作付予定面積等　～　８　産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※　農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

５ 作物ごとの作付予定面積等

（単位:ha）

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	437.4	0	390	0	390	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	2.7	0	30	0	30	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	3	0	5	0	5	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
大麦	3.2	0	4	0	4	0
大豆	0.1	0	1	0	1	0
飼料作物	0.5	0	1	0	1	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0.7	0	3	0	3	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	1	0	1	0
高収益作物	59.8	0	61	0	61	0
・野菜	39.2	0	40	0	40	0
・花き・花木	0.8	0	1	0	1	0
・果樹	19.8	0	20	0	20	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

６ 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	重点推進品目出荷助成	作付面積の拡大	（R7年度）393a	（R8年度）400a
2	キュウリ、えだまめ、キク、みかん	特産作物出荷助成	作付面積の拡大	（7年度）242a	（8年度）245a
3	さといも、ばれいしょ、だいこん、小松菜、ほうれんそう、カボチャ	地域推進品目出荷助成	作付面積の拡大	（7年度）367a	（8年度）370a
4	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	重点推進品目拡大助成１	前年、前々年より作付面積を拡大	（7年度）57a	（8年度）60a
5	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	重点推進品目拡大助成２	前年、前々年より作付面積を拡大	（7年度）91a	（8年度）100a
6	マコモタケ	中山間地域推進品目助成	作付面積の拡大	（7年度）0a	（8年度）10a
7	飼料用米（あきだわら）	飼料用米の多収性品種助成	作付面積の拡大 単収の増加	（7年度）2ha 486kg/10a	（8年度）25.5ha 525kg/10a
8	新市場開拓用米（シャインパール）	新市場開拓用米の多収性品種導入助成	作付面積の拡大 単収の増加	（7年度）3ha 480kg/10a	（8年度）4ha 530kg/10a

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：福井県

協議会名：敦賀市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	重点推進品目出荷助成	1	7,000	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
1	重点推進品目出荷助成（二毛作）	2	7,000	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
2	特産作物出荷助成	1	15,000	キュウリ、えだまめ、キク、ミカン	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
2	特産作物出荷助成（二毛作）	2	15,000	キュウリ、えだまめ、キク、ミカン	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
3	地域推進品目出荷助成	1	15,000	さといも、ばれいしょ、だいこん、小松菜、ほうれんそう、かぼちゃ	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
3	地域推進品目出荷助成（二毛作）	2	15,000	さといも、ばれいしょ、だいこん、小松菜、ほうれんそう、かぼちゃ	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
4	重点推進品目拡大助成1	1	15,000	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	・対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ・作付面積拡大に対し支援。（作付面積10a未満）
4	重点推進品目拡大助成1（二毛作）	2	15,000	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	・対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ・作付面積拡大に対し支援。（作付面積10a未満）
5	重点推進品目拡大助成2	1	17,000	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ・作付面積拡大に対し支援。（作付面積10a以上）
5	重点推進品目拡大助成2（二毛作）	2	17,000	ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ	対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。 ・作付面積拡大に対し支援。（作付面積10a以上）
6	中山間地域推進品目助成	1	8,000	マコモタケ	作付地が特定農山村法により指定された地域であり、対象作物を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
7	飼料用米の多収性品種助成	1	7,000	飼料用米（あきだわら）	・多収性品種（あきだわら）を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。
8	新市場開拓用米の多収性品種導入助成	1	9,000	新市場開拓用米（シャインパール）	・多収性品種（シャインパール）を販売目的で作付する農業者、集落営農組織及び生産組織。

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「○○○（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「○○○（耕畜連携）」と記入してください。
　　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「○○○（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。